



大北森林組合らを「補助金適正化法」違反で刑事告発しました。

虚偽の申請により補助金交付を受けた大北森林組合及び組合役員を、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金適正化法」という。)違反で、刑事告発しました。

1 告発日

平成27年8月14日

2 告発人

長野県

3 告発先

長野県警察本部長

4 告発の趣旨

大北森林組合の組織運営及び意思決定を実質的に行っていた組合役員は、県北安曇地方事務所長に対し、実際には森林作業道や間伐等の森林整備を実施した事実がないにも関わらず、これを実施したと偽った虚偽の申請書を提出して、国庫補助金等の交付を受けた。

こうした行為は、補助金適正化法第 29 条第 1 項に定める「偽りその他不正の手段により補助金等又は間接補助金等を交付」させた行為に該当するものであり、同規定及び同法第 32 条第 1 項の規定により、大北森林組合及び組合役員を告発する。

総務部人事課
(課長)土屋智則 (担当)宮下克彦
電話：026-235-7031 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2033
FAX：026-235-7395
E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp

林務部森林政策課
(課長)小田切 昇 (担当)宮崎忠久
電話：026-235-7262 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3215
FAX：026-234-0330
E-mail: rinsei@pref.nagano.lg.jp